



ご存じで 老人保健 医療費の

70歳からは 老人保健医療になります

- ・70歳以上の人および65歳～69歳で重度の障害を持っている人
- ・医療費の一部負担金は、外来1カ月、1,010円、入院1日700円です。また入院時の食事負担がかかります。（一般1日600円、市民税非課税世帯1日450円等）

○誕生日にハガキで通知します。

老人医療費を助成します

- ・68、69歳の人ただし本人、配偶者、扶養義務者の所得制限があります。
- ・医療費の自己負担金（一部負担金外来1カ月1,010円、入院1日700円を除く）を助成します。

○誕生日の前月にハガキで通知します。

3歳未満児の 医療費を助成します

- ・3歳未満の乳幼児（誕生月の末日まで）
- ・医療費の自己負担金が無料になります。
- ・入院時には食事負担金がかかります。

○手続きに必要なもの
健康保険証、印鑑、母子手帳

母子家庭等の 医療費を助成します

- ・母子／父子家庭で18歳までの児童を扶養している母、父とその児童
- ・父母のいない18歳までの児童等（18歳到達の年度末まで）
- ・母、父の所得制限があります。
- ・医療費の自己負担金が無料になります。
- ・入院時には食事負担金がかかります。

○手続きに必要なもの
健康保険証、印鑑

ご注意くださいこと

- 次の場合は、14日以内に届け出をしてください。
 - ・氏名、住所および保険証の種類、記号、番号に変更があった時
 - ・死亡、市外転出、生活保護の適用となった時

○受給者証は保険証ではありません。

加入保険の変更があった場合、前の保険資格がなくなってから、次の保険資格ができるまでの間に医療を受けると、その間の医療費は実費となりますので、十分注意してください。

- 交通事故等（第三者行為）により、ケガをして各医療費の受給者証で受診する場合は、必ず届け出をしてください。